

## 平成25年度「長崎ブランド産品輸出促進補助金制度」のご案内

県においては、長崎ブランド産品輸出促進補助制度を実施しております。

この制度は、県内企業の東アジア地域等への県産品の輸出展開や販路拡大に対する支援を行うため、商談会・展示会等の参加や物産展の主催などに必要な経費を補助するものです。

### 1. 補助対象者

県産品の製造又は販売を主たる業務として行い、県内に本社を有する企業者

### 2. 補助対象事業

- (1) 商談会・展示会等の参加事業
- (2) 物産展の参加事業
- (3) 商談会・展示会等の主催事業
- (4) 物産展の主催事業
- (5) 輸出向け商品の開発事業
- (6) 店舗展開の維持取組事業

### 3. 補助率

1 / 2 以内

### 4. 補助限度額

- (1)、(2)、(5)、(6)については、500千円以内
- (3)、(4)については、1,500千円以内

複数の事業に取り組む場合は、各々の補助限度額を超えない範囲内において、合算して1,500千円以内とする。

### 5. 申請の方法及び締切

所定の申請様式に、必要事項を明記の上、長崎県文化観光物産局物産ブランド推進課へ、平成25年5月8日(水)までに提出して下さい。

### 6. その他留意事項

本事業については、「長崎県補助金等交付規則」、「長崎県文化観光物産局関係補助金等交付要綱」等関係規程に従って実施する必要があります。

本事業の実施にあたり、仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる場合は、仕入れに係る消費税等は対象経費になりませんのでご注意ください。

補助金の交付決定以前にやむを得ず着手される場合は、交付申請書の提出後に事前着手届を提出することにより、事業を開始することができます。（交付申請以前に実施した経費、年度終了後に支出した経費については、交付の対象とはなりません。）

補助金の支払いは、事業完了後に実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後に精算払いとなります。

海外での支出についてはレートが確認できる資料を添付してください。

## 7. 制度の仕組み

